

第4回 西宮市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成26年4月28日(月)

場 所：西宮市民会館 中会議室401

事務局 ただいまから第4回西宮市子ども・子育て会議を開会します。

本日は、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、奥野委員、森委員、熊谷委員から欠席との連絡を受けていますが、熊谷委員については遅れて出席する可能性もあると伺っています。

また、次第の2ページに子ども・子育て会議の委員名簿をつけていますが、この4月から、1名、委員の方が交代されていますので、ご紹介します。

上から6番目の兵庫県西宮こども家庭センター所長の木下様に、この4月から委員にご就任いただきました。前回までは柏原委員にお願いしていましたが、人事異動の関係で、木下委員に交代されましたので、ご報告します。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

1点目はホッチキスどめの「会議次第・委員及び事務局員名簿・座席表」です。2点目は資料集、3点目は参考資料集で、基本的には資料集をベースに議論していただく予定です。これらの資料は、先週お送りしました。

また、お送りした資料の中に、「ニーズ調査結果報告書」という黄色い冊子を入れています。前回2月の会議のときには速報版でご報告しましたが、最終の報告書ができ上がりましたので、皆様にお送りしました。これについては、本日は詳しく説明しませんので、目を通していただければと思います。

机上に追加資料と訂正資料を1枚ずつ置いてありますので、ご確認ください。

資料で足りないものがありましたら、お申し出ください。

〔発言者なし〕

事務局 次に、今回、西宮市子ども・子育て会議の運営要綱の改正を報告させていただきますと考えています。

参考資料集の1ページをご覧ください。

前回の子ども・子育て会議において、傍聴者の方が、不規則な発言をされて、退場を命じられた方がおりました。今回、議論を止めることなく進めるために、本会議の傍聴に関する規定の改正をしております。

改正部分には、下線を引いています。要綱の第2条第3項として、新たに「会長は、傍聴希望者が、第5項の規定による退場を命じられたことがある等会議の円滑な進行を妨げるおそれのあるものと判断するときは、前項の許可をしないことができる」という条文を追加しています。

これに伴いまして、2ページにあります「傍聴申請書」の3に、「上記2により退場を命じられた場合、次回以降の西宮市子ども・子育て会議の傍聴は許可されません」という文章を追加しています。

要綱の改正の説明については以上ですが、何かご質問等はありませんか。

〔発言者なし〕

事務局 すいません。議事に入ります前に、ご報告させていただきます。今回の保育ルームの安全対策については、前田(正)副会長からいろいろな形でのご支援をいただきまして、横浜市・川崎市への視察調査を円滑に進めることができました。また、今後のことについても、いろいろな情報提供をいただいたことにより、その

後の対応を円滑に進めることができました。

ここでご報告させていただくとともに、お礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

事務局 それでは、これより議事に入りたいと思います。

これからの進行については、倉石会長にお願いします。

会長 改めまして、皆さん、こんにちは。

本日は、ゴールデンウイークの合間で、皆様、公私ともにご多用のところ時間をとっていただきまして、どうもありがとうございます。

本日は、予定の時間を5時までとしていますので、今から2時間半ほどあります。少し長丁場になりますが、途中で休憩も挟みませんので、最後までご協力を何とぞよろしくをお願いします。

議事に入ります前に、本日も傍聴を希望される方がいらっしゃいます。

傍聴については、先ほど説明があったとおり要綱の改正がありました。許可をしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 この後希望の方がいらっしゃる場合についても、随時入室いただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 それでは、これから入室していただきますので、しばらくお待ちください。それでは議事に入ります。

次第では、本日の議事として4つ上げられています。

まず、本日の審議事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集の1ページをご覧ください。

記載しております図は、前回の子ども・子育て会議でお示したロードマップを修正しております。

修正箇所は、本日4月28日の追加開催の部分です。審議の項目は、これまで5月に開催を予定していた内容を重ねて設定しています。

今後の予定では、これまでどおり、基準などの条例を6月市議会に上程する予定をしていますが、国の政省令の公布時期によっては、条例の上程時期を9月市議会に遅らせることも視野に入れています。委員の皆様には、その旨ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、2ページをご覧ください。前回の協議内容を記載しています。

前回の会議では、基本理念、教育・保育の提供区域、両ワーキンググループの報告、ニーズ調査の結果速報、ワークショップの実施報告をしました。

基本理念は、今後も引き続き審議をすることになりました。

教育・保育の提供区域については、事務局案として提示した中部・南部と北部の2区域に分ける設定をし、事業を展開するにあたっては、地域性を見る際に中・小ブロックを運用として視野に入れることも確認していただきました。

次に、基準等検討ワーキンググループの報告については、前田(正)座長から協議

内容をご報告いただいた後、各委員の皆様で意見交換を行っていただき、各基準についてワーキンググループの協議結果を西宮市子ども・子育て会議として承認していただきました。

また、評価検討ワーキンググループの報告についても、橋本座長から、次世代育成支援行動計画(後期計画)に関する評価に対する協議内容について報告をいただきました。

最後に、事務局から、ニーズ調査の結果速報及び1月25日に開催したワークショップの実施結果について報告しました。

続いて、3ページをご覧ください。今回の協議事項についてまとめています。4点あります。

まず、(1)は、4月14日の第3回基準等検討ワーキンググループについて報告をしていただきます。その上でご審議いただき、各基準の内容について西宮市子ども・子育て会議として検討結果をまとめていただくこととなります。

(2)は、地域子ども・子育て支援事業(13事業)について、事務局から事業の内容や提供区域の設定について説明をします。

(3)と(4)では、教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、それぞれ国の手引きに基づく量の見込みを踏まえた市の提案についてご審議いただき、西宮市子ども・子育て会議として事業計画に係る事業量を確認していただきたいと思えます。

最後の西宮市子ども・子育て会議運営要綱の改正については、冒頭でご説明させていただきますとおりです。

ロードマップなどの説明は、以上です。

会長 1つ目の第3回基準等検討ワーキンググループの報告については、今月14日に開催されたワーキンググループについて報告をいただいて、適宜この会議で議論させていただきます。特に基準については、6月市議会に条例を上げるスケジュールを考えると、早急にこの会議での議論が必要になります。事務局から説明もありましたように、今後の状況次第では条例の上程時期を9月市議会に延ばす可能性もありますが、いずれにしても時間的余裕はありませんので、早急な議論が必要になります。

2つ目の地域子ども・子育て支援事業については、今後の事業計画策定において重要な部分となりますので、事業の内容を各委員で理解しておいていただく必要があります。

3つ目、4つ目については、量の見込みですので、今後の事業計画策定において中核となるところです。

議事が非常にたくさんになっていますが、スムーズな進行にご協力をお願いします。

目安としては、1つ目のワーキンググループの報告で40～45分程度、2つ目の地域子ども・子育て支援事業で20分程度、3つ目の教育・保育の量の見込みで40分程度、4つ目の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みで30分程度という時間配分

で、途中で10分程度の休憩を挟みたいと思っています。

それでは、「議事(1)第3回基準等検討ワーキンググループの報告」に入ります。

前田(正)座長から報告をお願いします。

副会長 第3回基準等検討ワーキンググループの報告をいたします。

大変多岐にわたる内容ですので、報告に先立ちまして、まず、各基準の内容について事務局から説明していただきます。

事務局 事務局からご説明させていただいた後、座長からワーキンググループの協議内容について報告いただきたいと思います。

参考資料集の3ページをご覧ください。

「地域型保育事業」ですが、この4種類の図については、前回・前々回の資料でお示した内容と同じものです。本日は、この4つの種類のうち、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の認可基準についての報告となります。

「地域型保育事業」の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要があります。国が定める基準では、「職員の資格、員数」と「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」を「従うべき基準」として、それ以外の事項については「参酌すべき基準」となっています。特に「保育室及びその面積基準」については、地域の実情に応じて公的スペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり、「参酌すべき基準」となっています。

4ページをご覧ください。

まず、「家庭的保育事業」の認可基準について説明します。新制度における「家庭的保育事業」は、現在本市で取り組んでいる「保育ルーム」に相当するものです。

(3)以下がWGでご協議いただいた事項です。

「(3) 職員の資格、員数」については、西宮市の基準として、現行の本市の保育ルームの基準に準拠して、家庭的保育者に保育士資格を求めるとともに、家庭的保育者、家庭的保育補助者の2人で子ども5人以下を保育することとし、子ども3人以下の場合でも、保育時間中は必ず複数体制をとることを基準としています。国の基準に上乘せしているところです。

続いて、5ページをご覧ください。

「(4) 給食(自園調理)」です。

給食については、西宮市の基準としては、原則として自園調理を行うこととし、調理員の配置を求めた上で、現在自園調理を行っていない既存事業者からの移行については、平成31年度末までに体制を整えることを前提に、5年間の経過措置を設けることとしています。また、調理業務委託や連携施設などからの搬入も可能とする国基準に準拠する方向で協議していただきました。

ここで、参考資料集の10ページをご覧ください。

「1 家庭的保育事業などにおける自園調理以外の方法」という補足資料をつけ

ています。

地域型保育事業における自園調理以外の方法として「調理業務委託」があります。この「調理業務委託」との名称から、仕出しをイメージされるかもしれませんが、本事業における「調理業務委託」は、受託事業者から職員の派遣を受けて、保育ルームの施設内の調理設備で調理する形態をいまして、保育所における調理業務の委託と同様の運営を求めているものです。

参考資料集の5ページにお戻りください。

「(5) 連携施設」です。

前回ご報告した「小規模保育事業」を含めた「地域型保育事業」すべての連携施設について、市内、市外を問わず、保育所、幼稚園または認定こども園とし、その役割として、1つ目に保育内容の支援、2つ目に代替保育の提供、3つ目に卒園後の受け皿、このような国基準に準拠する方向でご協議いただきました。

すいません。また参考資料集の10ページをご覧ください。

「2 連携施設が担う卒園後の受け皿」という補足資料です。

現在でも保育ルーム卒園後の受け皿確保が課題となっていますが、国からは、受け皿対象となる施設に関するルールについては、地域における必要性に応じて市町村が定めることとされています。その上で、枠の中に示しているような、保育ルームと連携施設が「複数対複数」で受け皿を確保していくなど、市町村で運用していくことが認められていますので、本市においても、さまざまな手法で受け皿を確保する体制を整えるように検討していきたいと考えています。

今回は条例で決める基準等についてご審議いただくわけですが、これ以外の事業も含めて、細かい運用については規則や要綱等で定めていくことにしていますので、条例化される幹となる部分についてご議論いただきたいと思います。

6ページにお戻りください。

「3 居宅訪問型保育事業」です。

「居宅訪問型保育事業」は、保育従事者が保育を必要とする子どもの自宅を訪問して保育する事業で、保育従事者1人が子ども1人を保育する形となります。ページ中ほどにイメージ図を記載しています。「認可」及び「確認」を受けた事業者から保育者が利用者の自宅を訪問する形となります。

再び10ページをご覧ください。

3ですが、利用者が西宮市以外の「認可」を受けた事業者を利用する場合です。

最初に、誤記がありますので、訂正をお願いします。一番下のところに「確認(B市の同意必要)」となっていますが、ここはA市の同意ですので、「A市」と訂正したいと思います。

事業者は、まず、事務所所在地の市町村、A市から「認可」を受けることとなります。その上で、その事業者が西宮市の家庭で保育を提供する場合、西宮市から「確認」を受ける必要があります。この西宮市の「確認」には、原則としてA市の同意も必要とされています。以上が市外事業者を利用する場合の手続となります。

再度、6ページにお戻りください。

(1)には、「居宅訪問型保育事業」を利用する対象の子どもについてまとめています。本事業は、すべての子どもを対象とするものではなく、利用する対象の子どもは、「障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合」、「保育所などが撤退するにあたり継続利用を確保する場合」、「要保護児童の保護措置に対応する場合」、「ひとり親家庭で夜間の宿直勤務などがある場合」、「離島など居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難である場合」に限定されています。

ここで、(3)の「職員の資格、員数」についてご協議いただきました内容ですが、本市の基準としては、家庭的保育者の要件として、「保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められるものとして、それぞれ必要な研修を修了した者」との国が示す基準に準拠する方向でご協議をいただきました。

最後に、7ページをご覧ください。

「4 事業所内保育事業」です。

「事業所内保育事業」は、企業が従業員のために従業員の子どもの事業所内の施設などで保育する事業です。例として、病院が医師や看護師の子どもの預かる施設として設置する院内保育所などがあります。

新制度においては、こうした事業所内保育施設の受入枠を、従業員の子どものみに限定せず、一定数を地域の子どもの開放して、地域における保育需要の受け皿となるように位置づけられています。本市においては、事業所内保育施設は、26年4月1日時点で18施設あります。

「(2) 職員の資格、員数」ですが、国の案では、利用定員19人以下の施設では「小規模保育事業」のB型、利用定員20人以上の施設では保育所の認可基準を基本とするとされています。

本市の基準としても、おおむね国の基準に準拠した上で、利用定員が19人以下の施設及び利用定員が20人以上の施設ともに、4・5歳児の職員配置については、国基準に上乘せしている本市の保育所認可基準に合わせて20対1とする方向で協議していただきました。

(3)の「給食」については、国の案では「家庭的保育事業」と同様の内容となっていますので、本市の基準としては、国の基準に準拠する方向でご協議いただきました。

次に、8ページをご覧ください。

(4)の「設備・面積基準」ですが、国の案では、利用定員19人以下の施設では「小規模保育事業」を、利用定員20人以上の施設では認可保育所を基準とされています。

本市の基準としては、おおむね国の基準に準拠した上で、利用定員が20人以上の施設については、本市で国基準に上乘せしている保育所認可基準に合わせて、乳児室3.3㎡以上とする方向でご協議いただきました。

(5)の「地域枠の子ども受入数」ですが、「地域枠」は、従業員の子どものない地域の子どもの受け入れる人数です。国の対応案では、施設全体の定員区分ごとに、

地域枠の定員を4分の1から3分の1程度となるように固定化し、利用定員の柔軟な変動をしやすいとされています。

本市の基準としても、表で記載している国が示す定員設定例に準拠する方向でご協議いただきました。

最後に、9ページをご覧ください。

「(6) 連携施設」ですが、国の案で示されているとおり、市内、市外を問わず、保育所、幼稚園または認定こども園とし、その役割として3つの役割を担う国の基準に準拠する方向でご協議いただきました。

受け皿の確保のイメージは、10ページの2でご説明したとおりです。

説明は、以上です。

副会長 以上が4月14日の基準等検討ワーキンググループで検討した基準の内容となります。

私どもがどのように議論をしたかについては、資料集4ページにまとめていますので、ご覧いただきたいと思います。

改めて申し上げますと、「地域型保育事業」のうち「小規模保育事業」を除く、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の3つの認可基準について協議しました。

その中では、まず、「家庭的保育事業」については、おおむね事務局案のとおりとする意見集約がなされ、詳細な運用については要綱などで規定すべきとの意見が出されました。ただし、「給食」については、経過措置後の調理業務委託を認めないこととし、基本的には5年間で自園調理できる体制を整えるべきではないかという意見が出されました。これに対して事務局から、調理業務委託を認めないことについて再度検討した上で、この会議で報告したいという回答がありました。

この点については、先ほど事務局から説明があったとおりです。実は基準等検討ワーキンググループで議論しているときは、「調理業務委託」とは、外に業務委託して、外から搬入されるものだと考えていたのですが、もう一度調べてもらいましたら、「調理業務委託」は、自園で雇った調理員ではなく、外から調理員を派遣してもらい、園の中で調理していただくことでしたので、それならばいいのではないかと考えました。

一番議論になったのは、外から持ってくる際に、離乳食などの衛生管理がどうなのかという点でしたが、派遣型の調理業務委託であれば、実際には園の中で調理するのだからいいのではないかとなくなりました。

次に、「居宅訪問型保育事業」についても、事務局案に一定の理解が得られましたが、「そもそも居宅訪問型保育事業とはどういう事業なのか」がなかなか理解できませんでした。これは、簡単に言うと、ベビーシッターさんが子どもの家に行って保育することに公的なお金を入れるということです。その上で、どういうニーズのある子がこのサービスを受けられるのかについて、5つの要件が定められているのですが、現場や実際のニーズとこれが本当に合ったものかどうかに関して議論されました。

それと、「要保護児童の保護措置に対応する場合」という条件もありまして、大変技能が求められる保育事業ですから、一対一で保育することのリスクをどう担保するのかについてかなり活発に議論されました。

最後に、「事業所内保育事業」についても、事務局案のとおりとして問題はないと考えたのですが、本事業に参入する事業所内保育施設に関しては、確実に基準を満たして、子どもに対する良い保育環境が確保されているかどうかについて、市としても監査を徹底することが必要であるという意見集約がなされました。

3つの事業とも、新しいニーズに答えていくという意味では一歩前進であると捉えつつも、どうすれば子どもの安全性が確保できるかに関しては、要綱などで細かくいろいろなことを定めていただき、慎重に対応していただきたいというのがワーキンググループの議論のまとめとなりました。

以上が報告です。

会長 ただいまワーキンググループで協議いただいた内容についてご報告いただきました。

今のご報告の内容に対して、本日はワーキンググループに参加されていない委員の方々を中心にご意見をいただきたいと思います。もちろん、当該ワーキンググループの委員の方からのご意見もいただきたいと思います。

報告いただいた3事業について議論させていただきたいと思いますので、どういふことでも結構ですから、ご意見をよろしくお願いします。

委員 「居宅訪問型保育事業」ですが、職員の資格として、必ずしも保育士でなくても、一定の研修を受けていればいいということなのかなと思います。

先ほどの説明にもありますように、対象とされている子どもが障害のある子どもや要保護児童ということで、新人の保育士では難しいケースでしょうから、知識や経験がかなり必要になると思うのです。このあたりについては、保育士要件など、もう少し基準を設けておいた方が、事故への対応などを考えるといいのではないかと考えます。

会長 6ページの「居宅訪問型保育事業」の「(3) 職員の資格、員数」のところで、「保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められたものとして」、かつ「必要な研修を修了した者とする」をどのようにすればいいかについて、何か具体的なご意見はありますか。

委員 まずは、保育士資格ですが、できる限りではなく、保育士資格を持った上で、例えば認可保育所や養護施設などでの経験年数が例えば5年以上とか、看護師資格があるとか、そういう方のほうがふさわしいのではないかと個人的には思います。

会長 保育士の資格を有していて、なおかつ相応の経験があると認められるということですね。

委員 はい。

会長 この点について、議論の経過があれば。

副会長 東野委員が言われたようなことは基準等検討ワーキンググループでも出

ましし、私たちも悩みましたが、これは非常に難しいですね。今でも保育士不足なのに、さらに看護師資格や保育士の経験何年まで求めると、そういう人が実際にベビーシッター会社に登録するのかという問題があります。緊急避難的なニーズに対応するときに、子どもの安全を確保するためには、資格・経験の設定を高くすればいい。しかし、実際に、ベビーシッターの人で、看護師資格を持っていたり、保育士経験5年以上の人がこのニーズに応えられるほどいるかどうかです。保育者に高い要件を求めれば求めるほど、実際のサービスが受けられなくなるので、どうバランスをとるのがいいのかなと悩んで、結論が出ないままなのです。

ですから、私たちは、新しいニーズに応えつつも、リスクヘッジをするようなことを考えたいと思いますし、一方では、ベビーシッター会社も責任がありますので、本当に真剣に考えた場合、これだけの厳しい条件の保育を受けるかどうか少し疑問が残ったままで、検討を進めてきました。

事務局 座長がおっしゃったとおりですが、保育士資格があったほうがいいことは、確かにそうだと思います。ただ、ハードルを上げることで実際に従事する人が確保できるかという懸念があります。「保育士と同等」について、ワーキンググループでも意見が出たのですが、国のほうが想定しているのは、公益社団法人の全国保育サービス協会というベビーシッターをされている業者さんが集まっている協会、ベビーシッターの資格認定をされています。ベビーシッターをされている方の中には、保育士資格を持っている方もいれば、持っていない方もいます。実際には8割ぐらいの方が資格を持っていると聞いていますが、持っていない方についても、かなりの時間数の研修を受け、試験を受け、一定の質を担保できる方を派遣しているという形になっています。

今回基準を定めるにあたって、どこまできつくるのかという問題はありますが、事業を推進していくという意味では、国の示しているとおりで一旦始めたほうがいいのかなと考えています。受ける子どもたちが集団保育になじまない子たちですので、普通の保育とは違う技能が必要なことも考えられますが、そのあたりは、事業者が受けるにあたって別途研修もされるのかなと考えています。ただ、一定の質を担保された事業者でないと、保護者も頼まないと考えられますので、条例は一定国の考えるレベルにしておいて、質の担保については、市が監督していくことで縛っていけばどうかと考えています。

委員 私の基本的な認識が間違っているかもしれませんが、この事業については、ベビーシッターを運営しているところしかできないと考えるのですか。私のイメージでは、例えば認可保育所を運営している法人が、ノウハウを生かしてこの事業を行うこともあっていいのではないかと思います。

事務局 事業主体については、今ベビーシッター会社をされているところが想定はされているのですが、委員がおっしゃるように、認可保育所でもできると思います。この事業に参入する際には、事業所として一定の面積をとったり、機材を用意したりという要件はありますが、現在の認可保育所を運営されている法人なら可能だと思いますので、ベビーシッター会社を特定しているわけではありません。

会長 ですから、(2)のイメージ図にある「事業者」は、ベビーシッター会社だけでなく、現在保育をされている保育所も含まれていますし、それについて「認可」して「確認」することが担保としてあるということですね。

資格についてはいかがですか。

委員 資格以外に、事業所を別に設けなければいけないという要件があれば、ハードルは高くなると思いますので、今おっしゃっている事務局案でやむを得ないのかなと思います。

会長 座長もおっしゃいましたし、事務局からも説明がありました。こういう基準に準じながらも、要綱のほうでかなり細かく設定して、「認可」、「確認」の際にはしっかりとその基準を守ることを求めると確認できましたので、こういうところで一定落ち着くのかなと思います。

委員 保育士資格のことですが、西宮市の考えとしては、一旦「保育士または保育士と同等以上」という国の基準で条例を上げて、規則で補足していくということですね。しかし、この会議でみんなで出し合った意見などをきちんと明記できるような場所や、どのように規則などに明記したのかについても、この会議の中ではっきりと見せていただけたらと思います。そうでないと、意見を言い放して、ふたを開けると国の基準のまま、保育士でなくてもいいということだけが残ってしまうと、これだけ議論したことが残念なことになると思います。

子どもの命を守るという意味では、事務局が説明したような質の向上を図っていくために、「できれば保育士の資格があったほうがいい」ということをここで確認して、西宮市の責任のもとでそれを守っていくことをどこかに明記していただきたいと思います。

会長 少し先の話になりますが、条例と要綱という形になったときのチェック機能のようなものですね。

事務局 委員の言われるように保育士資格を求めていくように事業所に促すことはできるのかなとは思いますが、ただ、条例は条例として、実際の運用については規則や要綱等で考えていくという整理をしまして、ここでいただいたご意見については、運用のことをいろいろと考えていく際には要綱等の中に盛り込んでいきたいと考えています。

実際、国の政省令の案が示されてはいるのですが、この「居宅訪問型保育事業」については、条項数が少なく、本当の幹のところしか書かれていない状況があります。実際にこの事業を行うにあたっては、これまでに実施したことがない、一対一で、しかも相手の家を訪ねるという事業ですから、運用上はいろいろな問題点や疑問点が出てくると思います。そのあたりは一定整理した上で実施していきたいと思っています。その後、この会議で出された意見や、前回のワーキンググループで出ていた資格の確認方法や、子どもたちの5点の要件の確認方法、訪問する前に事業者と利用者で面談するなど、細かなところについては、一定整理していく中で要綱等を策定していきたいと考えています。

会長 簡単にお答えいただきたいのですが、具体的な要綱を決めていくときに、

今後、この会議の延長線上で協議するとか、チェックするとか、そういうチェック機能は働くのかというご質問です。

事務局 27年4月スタートですが、実際にはその前に要綱等を決めなければいけないので、ご懸念があるようでしたら、案ができた時点でお示しすることも可能だと思います。

会長 これはほかの事業でも言えることですけれども、事務局のほうでつくられた要綱などについて、どういう形になるかはわかりませんが、皆さんで確認することは可能であるということです。

事業所内保育や家庭的保育なども含めて、ほかにはいかがでしょうか。

委員 自園調理と搬入調理については自園調理の徹底ということが書かれていますが、自園調理か搬入かが問題ではなく、そこに食の安全があるかが重要だと思います。自園調理の調理員の条件であったり、調理する上での規定や条件は設けられているのでしょうか。

会長 調理師免許や栄養士、管理栄養士等々のことです。

委員 それと、調理環境です。

事務局 ワーキンググループのときにも質問があったのですが、特に調理員に資格は求められていない状況です。保育ルームのほうで調理員を雇って、調理していただくことが基本ですが、例外として、連携施設からの搬入及び委託業者から調理員を派遣してもらって園内で調理するという形になります。

実際の調理をする際の手順などについては、市のほうで一定ルールを決めて、守っていただくことになると思います。例えば手洗いをして云々など、いろいろあると思いますが、そういうことは細かく決めていくことになると思います。

委員 調理する場合、保健所の立入りはどうなるのですか。調理する食数によっては保健所の立入りが入ると思いますが、保育ルームでは、人数が少な過ぎて、保健所の立入りの対象にはならないのでしょうか。

事務局 保健所の立入りについては、今わかっていないのですが、1年に一回、保育所事業課が認可外保育施設等の監査に行っていて、保育ルームも1年に一回行って、自園調理をしている施設に対しては、保育所事業課にいる管理栄養士がチェックしています。その中では、保健所や国が出している大量調理施設衛生管理マニュアル等、ガイドラインに沿った監査をしていますので、1年に一回の監査は入っています。

事務局 補足ですが、20食以上の施設は、集団給食開始届を保健所に出す形になっています。これを出せば、保健所の立入検査が毎年あります。それ以下のところについては、特にないと聞いています。

会長 そこをどうするかですね。

委員 もちろん保育所事業課の監査も入って、調理の指導もあると思いますが、自園調理を進めていくにあっては、20食には満たないけれども、別な形で保健所等からも入るようなことも考えられたらいいと思います。

会長 意見として伺っておきます。

ほかにも、衛生上のことであれば検便のことなど、いろいろと前提条件がありますので、こういう調理環境などについては、要綱の中で明示していただく点に意見がこの会議で出たことを確認させていただきます。

委員 今のことに関連してですが、家庭的保育事業の定員は最大5名の児童となっています。先ほど調理環境のお話がありましたが、5名の子どもに対する調理となると、普通の台所を備えておればいいのか、それプラス何かを求められるのか、そのあたりの考え方はどうですか。例えば認定こども園などの認定要件の中では、自園調理が求められている分について、調理ができる程度の備えがあればいいとなっていますが、何かそれ以上のものも求められるのですか。

会長 かなり具体的になってきて、どういう器具を置けばいいかまでは議論できないのですが、説明をお願いします。

事務局 「家庭的保育事業」という名称のとおり、ご家庭で調理をするようなキッチンを用意していれば基本的には対応できると考えています。

会長 そのほかにありませんか。

委員 「連携施設」についてですが、特定のところにすると、卒園後の受け皿が難しいので、どのように考えていこうかというお話でした。

日常的な保育の連携や何かあったときの相談については、やはり特定の施設があったほうがいいと思いますが、卒園後の受け皿としては、1つでは受け切れないという話もワーキンググループでは出ていましたように、その部分は、複数対複数の受け皿としていくほうがいいのではないかと思います。

事務局 参考資料集10ページに、「2 連携施設が担う卒園後の受け皿」という国の示すイメージをつけています。

委員が言われたように、保育内容の支援や代替保育の提供については、近くの施設が基本になると思いますが、2歳の卒園後の受け皿については、本市の場合、保育ルームや小規模保育事業がかなり多いので、一対一での受け皿は物理的に不可能なケースも出てこようかと思えます。ですから、「複数対複数」や「一対複数」など、全体でカバーするような運用をしていきたいと考えています。

会長 基本は10ページの2の枠の中の ~ で考えるということでもいいわけですね。

事務局 はい、そうです。

会長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 いろいろとご意見をいただき、ありがとうございます。

大きなところでは、国の決め方が明確になっていないところで進んでいるものだから、今後、条例化して要綱等をつくるときには、何らかの形でこの会議等で確認することを確認させていただきたいと思えます。

そのほか、保育者の保育士資格の問題や調理環境のことについても、事務局のほうでさらに検討を深めていただくことについて意見が出たことを確認させていただきます。

それでは、まだ1つ目が終わったところですが、時間の都合上、ここで一旦3時20分まで休憩させていただきます。

〔午後3時10分 休憩〕

〔午後3時20分 再開〕

会長 それでは、短い休憩時間でしたが、会議を再開します。

次に、「議事(2) 地域子ども・子育て支援事業」です。

今回の議事では、地域子ども・子育て支援事業の13個の事業について、各委員の方々にその内容を共有していただきたいと考えています。

事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集の6ページをご覧ください。

「議事(2) 地域子ども・子育て支援事業」です。

新制度における地域子ども・子育て支援事業については、6ページの表にあるように、13の事業が規定されています。

まず、提供区域についてご説明します。

提供区域は、「教育・保育の提供区域」を本市においては2区域とすることが前回の会議で確認されましたが、この2区域を「地域子ども・子育て支援事業」の基本的な提供区域としつつ、それぞれの事業の性格に応じて区域を変えることも可能とされています。事務局の案としては、この表の右側にそれぞれ記載しているとおりです。

この後の「量の見込み」を検討する際にも、提供区域についてはご議論いただけますので、ここでは13事業の大きなご説明をします。

7ページをご覧ください。

「第1号 利用者支援事業」です。

これは、横浜市が先駆的な取り組みを行っている「保育コンシェルジュ」、他の自治体では、「子育て支援に関するコンシェルジュ」、「子育て支援コーディネーター」など、いろいろな名前と呼ばれているものです。

事業の内容は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業や13事業について、希望する住民の方々に詳細な情報を提供し、保護者や子どもが必要とする支援やサービスを選択するお手伝いをするという事業です。

本市においては、平成26年1月から、市役所1階に「こども支援案内窓口」を設置して、「子育てコンシェルジュ」を配置し、保育サービスに関する相談や案内を行っています。

次に、「第2号 時間外保育事業」です。

こちらは、保育所の開所時間(11時間)を超えて行う、いわゆる「延長保育事業」で、長時間の保育ニーズに対応する事業です。

現在実施している保育所の一覧を、8ページに記載しています。

次に、8ページの下の方、「第3号 実費徴収に係る補足給付を行う事業」と、9ページの上の方、「第4号 多様な主体の参入促進事業」は、新たに法定された事業です。どちらも、給付の補完をする事業とされています。

「第3号 実費徴収に係る補足給付を行う事業」は、世帯の所得状況に応じて保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

また、「第4号 多様な主体の参入促進事業」は、市町村が非常勤職員などによる支援チームを設け、新規施設、事業所の設置または運営を促進するための事業です。

次に、「第5号 放課後児童健全育成事業」、いわゆる「学童保育」です。本市においては、「留守家庭児童育成センター」として公設民営で運営しています。

事業の内容は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、授業の終了後、適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図るための事業です。

9ページの中ほど、「第6号 子育て短期支援事業」です。

こちらは、保護者の疾病などの理由により家庭において療育を受けることが一時的に困難となった児童に対して、児童養護施設その他の施設で必要な保護を行う事業です。

本市においては、市が指定している民間の児童福祉施設8カ所でお預かりしています。

続いて、10ページをご覧ください。

「第7号 乳児家庭全戸訪問事業」です。

こちらは、生後4カ月までの乳児のいるすべてのご家庭を訪問して、親子の様子、養育環境などの把握、子育て支援に関する情報を提供する事業です。

本市においては、「健やか赤ちゃん訪問事業」として、生後2カ月ごろの赤ちゃんのいるすべての家庭に、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員が訪問しています。

次に、「第8号 養育支援訪問事業」です。

こちらは、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるためのヘルパーや保育士などの派遣を行う事業です。

本市においては、「育児支援家庭訪問事業」として、養育支援が特に必要な家庭に対し、養育者の育児、家事などの負担を軽減し、安定した児童の養育を行うことを目的に行っています。

11ページをご覧ください。

「第9号 地域子育て支援拠点事業」です。

こちらは、週に3日以上・1日5時間以上開設する常設の子育て支援の場で、就学前、主に0～2歳の親子を中心に、子育て中の親子が相互に知り合って、親同士、子ども同士で交流を行います。その他、子育てに関する相談や援助、情報の提供、子育て講座などを行う事業です。

本市においては、「ひろば型」と「センター型」を合わせて15カ所で運営されています。

12ページをご覧ください。

「第10号 一時預かり事業」です。

こちらは、保育所などの施設や地域子育て支援拠点のような場所で一時的に児童をお預かりする事業です。また、新制度における幼稚園の預かり保育も、この事業に含まれることとなります。

本市において一時預かりを実施している保育所と預かり保育をしている私立幼稚園は、12・13ページの表のとおりです。

14ページをご覧ください。

「第11号 病児保育事業」です。

こちらは、子どもが発熱など急な病気になった場合、あるいは体調不良になった場合に、一時的にお預かりする事業です。

本市においては、現在、病児と病後児それぞれ1カ所ずつの施設で実施されています。

次に、15ページをご覧ください。

「第12号 子育て援助活動支援事業」、いわゆる「ファミリーサポートセンター事業」です。

こちらは、少しの時間子どもを預かってほしい、あるいは保育所などの送り迎えをお願いしたいという保護者と、それを手助けしたいという地域の方々をつないで、地域の中での支え合いを制度的にサポートとするための事業です。

最後に、15ページの下の方、「第13号 妊婦に対して健康診査を実施する事業」です。

こちらは、妊婦の健康管理の充実や経済的不安の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように、全世帯に対して妊婦健診費用の一部を助成する事業です。

説明は、以上です。

会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、13事業については、子ども・子育て支援法第59条の第1号から第13号になっています。この後の議事(4)の「量の見込み」でもご意見をいただくこととなりますが、各事業の内容について何かご不明な点等があれば、ここで確認していただきたいと思えます。

委員 「第10号 一時預かり事業」の幼稚園預かり保育が、私立の幼稚園でしか実施していないのはなぜでしょうか。

事務局 現在、公立幼稚園では実施していないという現状がありますので、ここでは私立幼稚園のみ記載しています。

委員 それはなぜでしょうか。

事務局 このあたりは、公立と私立とのいろいろなやりとりの中で、公立ではしていません。また、受け入れる子どもの年齢も、公立は4・5歳児だけとなっています。

事務局 公立幼稚園の預かり保育については、阪神間でも、最近の状況に応じて預かり保育を実施している市も幾つかあります。ただ、西宮市では、まずは私立幼稚園から預かり保育を実施していただいた経緯がありますので、公立幼稚園での必要性があるかどうかについては、現状としてはまだその判断に至っていない状況で

す。

委員 ただ、私立がしていて、公立がしていないのはおかしいのではないかと思います。まずは民間からやるというよりも、公立としてテスト的にでもしていくことは必要ではないかと思えます。

委員 その議論については、以前の幼保審(幼児期の教育・保育審議会)でも議論のあったところですが、ここでもう一度歴史的経緯から全部をお話すると長くなりますので、まずは議事録等の資料を見ていただけたらと思います。歴史的経緯の中で私立幼稚園のほうが先にできていることと、市から依頼があって私立幼稚園が数を増やしてきたこと、そして、公私立幼稚園の保護者負担の格差のことなど、いろいろな問題があって、今こういう状況になっています。先ほど言われた公立が先にやらなければいけないということに関しては、私は少し疑問があります。

委員 公立、私立と分けるつもりはないのですが、市民のニーズに対して、ここはもっと広げていかなければいけないのではないかという意識があります。もっと箇所数を増やしていかなければいけないと思っているときに、私立しか実施していないことを知って、あれっと思いました。

委員 簡単に言うと、公私間の格差が全部是正されたら、絶対にされたほうが良いと思っています。

事務局 委員からありましたように、幼稚園については、過去の経緯もあって現在できないこともあるということです。しかし、保育所の方については、本年度の6月から一時預かりを実施予定ですので、この資料には入っていませんが、報告させていただきます。

委員 結構です。ありがとうございました。

会長 今は事業として「一時預かり事業」の話が出ているのですが、これからニーズ量の話になりますので、そここのところでも確認していただきたいと思えます。

委員 「一時預かり事業」ですが、国のほうでは「余裕型」という形も視野に入れて提示されていたと思えます。西宮市でも、年度当初には定員に空きのある保育所や保育ルームがあると思えますので、その分で空いている月は何人までは一時預かりで受けるといった形は考えていないのでしょうか。

会長 保育所で定員に空きがある場合、その空いた分で一時預かりの対応ができるのかどうか。

事務局 「一時預かり事業」の中には、「余裕活用型」が新規に設けられたわけですが、本市においてどういう運用方法をとれるかについては、検討していきたいと思っています。今は、市がどうするという事までは至っていませんが、いろいろと検討する必要があると考えています。

委員 第1号の、横浜では「保育コンシェルジュ」と言われる「利用者支援事業」は、今年1月から市役所で始められたようです。これを「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけているからには、とりあえずはモデル地域としてやっていって、そこで「どういうニーズがあるか」を拾ってから、広げていくのだと思うのですが、どういう相談が多かったとか、1日何件ぐらいあったとか、そのあたり

を示していただければありがたいと思います。

事務局 今年1月に、1階の市民課窓口の改修にあわせて、正面玄関に入って10番窓口というピンク色の看板がかかっているところに、「こども支援案内窓口」を設置しまして、「子育てコンシェルジュ」をこの4月から配置しています。

この内容については、以前市民課の方でワンストップ窓口という形で実施していた、児童手当の受付、母子健康手帳・妊婦健診の審査など手続的な業務が今のところは主になっています。この4月からは、保育士のOBを嘱託職員として1名配置して、手続の傍ら、転入された方や妊娠届を出された方からの、今後の子育てひろばや保育所の入所などについてのご質問に対応させていただくとともに、「子育てガイド」等の情報誌の配布などもしています。

4月早々から具体的に「子育てコンシェルジュ」を配置したところですので、今のところ、こういったご相談があったかについてはまだ集約できかねていますが、今後は、そういったところも情報収集しながら、事業の展開に向けて努めていきたいと考えています。

委員 これはとても大事だと思いますので、市役所1カ所だけではなく、今後広がっていかれるとは思いますが、しかし、もう少しニーズを拾えるように、西宮市には子育て総合センターもありますが、集中的に何かがあればいいということではないと思うので、本来の利用者支援事業になるようにしていただきたいと思います。

「一時預かり事業」については、例えばPTAに行かれたり、趣味の会に行かれるときの一時預かりの方と、夜、仕事のために預けなければいけない方とは、ニーズとして違うと思いますので、いろいろなことに対応した場が一時預かりがあればいいと思います。

会長 ほかに事業の中身についてご質問があればお受けしたいと思いますが、今のよう内容や供給量や体制のことについては、後ほどの「量の見込み」の議事で協議していきたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 13事業のことについては、後ほどの議事で中身に対するご意見をお伺いすることができますので、ここで一旦切らせていただいて、次の議事に移らせていただきます。

次は、「議事(3) 教育・保育の量の見込み」です。これから策定する子ども・子育て支援事業計画においては、量の見込みに基づいて需要量と供給量を記載することになります。今回の議事では、教育・保育の量の見込みをどの程度設定していくのかについて皆様からご意見をいただきたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集17ページをご覧ください。「議事(3) 教育・保育の量の見込み」です。

まず、1ですが、子ども・子育て支援法においては、平成27年度から31年度の5カ年を1期として、子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務づけられて

います。この計画の中で、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」、いわゆる13事業について、今後の量の見込み、それに対応する提供体制の確保と実施時期を定める必要があります。本日は、今後の量の見込みについて、この議事(3)及び議事(4)でご審議いただきたいと思ひます。

量の見込みについては、今後の人口推計と昨年11月から12月にかけて行ったニーズ調査、アンケート調査の結果をもとに算出することになります。具体的な算出方法については、参考資料集の27ページ以降に詳しく載せていますが、国が標準的な算出方法として示す手引きに基づいて出しています。

また、量の見込みを算出することが定められている事業は、資料集17ページの2番の表のとおりです。

次に、資料集18ページをご覧ください。

「3 本市における就学前児童の将来人口推計」です。

西宮市の就学前児童数は、平成18年度の2万9,737人をピークに減少傾向にあり、平成31年度には2万3,517人となる推計結果となっています。

次に、「4 アンケート調査結果の活用」方法です。

まず、保護者の就労状況や就労希望の回答をもとに、8つの家庭類型に分類します。配偶者がいない場合は「タイプA」、両親ともにフルタイム就労の場合は「タイプB」、フルタイム就労とパートタイム就労の共働き世帯は「タイプC」、両親ともにパートタイム就労の場合は「タイプE」、両親のうちどちらかが無職、いわゆる専業主婦(夫)世帯の場合は「タイプD」、両親ともに無職の場合は「タイプF」、さらに、「タイプC」と「タイプE」については、両親ともに1カ月の就労時間が64時間未満の場合や、幼稚園や幼稚園の預かり保育の利用者もしくは利用希望者については、「C'」と「E'」に細分類しているところです。

クロス集計をした表が資料集19ページの上段の表になります。着色の薄い「タイプB」・「タイプC」・「タイプD」に、ひとり親家庭の「タイプA」を加えた部分が、保育所・認定こども園・地域型保育を利用する世帯になります。それ以外の着色の濃い部分は、幼稚園や認定こども園を利用する世帯となります。

19ページの下段に、家庭類型ごとの構成比も記載しています。例えば「タイプD(専業主婦(夫))」世帯については、就学前児童数全体の45.8%を占めています。これを年齢ごと、家庭類型ごとの構成比を算出し、就学前児童数と掛け合わせて、家庭類型別の児童数を算出します。こうして算出した家庭類型別児童数とそれぞれの施設や事業の利用希望を掛け合わせたものが、「量の見込み」となります。

20ページから23ページには、1号～3号認定の量の見込みの具体的な算出方法を記載しています。

また、1号認定、2号認定、3号認定の内容については、本日、追加資料でお渡ししていますので、再度ご確認をお願いします。

「1号認定」は、お子様が満3歳以上で教育を希望される方で、幼稚園もしくは認定こども園を利用することになります。「2号認定」は、お子様が満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合で、保育所または

認定こども園等を利用することになります。「3号認定」は、お子様が満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合で、保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用することになります。

続いて、資料集24ページをご覧ください。

国の手引きに基づき算出した量の見込みを5番に記載しています。

特に3号の0歳の量の見込みについては、利用希望が高く反映され、人数割合が40.9%になっています。これは、0歳のときだけに限定したニーズではなく、例えば子どもが0歳のときは育児休業を取得して、1歳になったら預けたいといった将来的な利用ニーズも含んでいることから、こうした結果になっていることが推測されます。これについては、他市においても同じような傾向が出ています。

そのため、市としては、0歳児の量の見込みについては、今回、国の手引きに基づいた数値に市独自の一定の補正が必要であると考えます。

本市の教育・保育の量の見込みに対する補正の考え方については、次の25ページをご覧ください。

まず、1つ目の補正は、計画最終年度である平成31年度に向かって潜在的な保育需要が顕在化するものと仮定しています。また、平成31年度の量の見込みに向かって27年度から順次平均的に保育量の見込みが増加するように設定したいと考えています。この考え方については、教育・保育の量の見込みにかかわらず、後ほど議事(4)で説明する13事業の量の見込みについても、同様の考え方で整理しています。

2つ目の補正は、3号認定の0歳の方の量の見込みには補正が必要と考えています。3号認定の1・2歳児の実績と量の見込みを0歳児の実績に掛けて量の見込みを算出しています。実績は、入所児童数だけでなく、入所申込みをして入れなかった不承諾者数もあわせて比較しています。

このような補正方法で計算しますと、0歳児の量の見込みは、平成31年度で603人となります。25ページの下段の表のとおりです。

説明は、以上です。

国の手引きに基づく量の見込みに対して過大に量の見込みが出ている部分については、市として補正する考えを提示していますので、本日は、この考え方についてのご意見を頂戴できればと考えています。

会長 少し難しいところですが、ニーズ調査を行って、黄色い冊子のように結果が出ています。しかし、それをそのまま量の見込みにしてしまうと、かなり膨大なものになってしまいます。こういう言い方をすると、回答していただいた方に対して失礼になるかもしれませんが、「できれば利用したい」とか、「利用できるものなら」とか、希望的なものも含めてご回答いただいていますので、そのままを量として算出することは、やや非現実的ではないか、むしろ現実的に、市の方でこれまでの実績などを勘案して量の見込みを出すことを今回提案するということです。

その具体的な例が、最後に示していただいた25ページの「本市の考え方」のところ、特に0歳児の保育ニーズなどについて、こういう量の算出の仕方でいかがでしょうかというご説明でした。

それに基づいて、後ほどの議事(4)で13事業の量の見込みについて意見をいただくこととなります。

この算出方法について、ご質問等も含めて、何かありませんか。

委員 1点だけ教えてください。

25ページの右下の表でいくと、平成31年度の数値を先に固定することになっていますが、この計算の根拠をもう一度教えてください。

事務局 24ページの上の表を見ていただきますと、保育所等利用の分について、平成27年度が高く、平成31年度が低くなっています。これは、ニーズ割合に単純に推計人口を掛けただけですので、そういう傾向が見られます。推計人口においては、子どもの数はどんどん減っていきますので、単に割合に人数を掛けると減っていくこととなります。

ただ、現在の本市の状況を見ますと、子どもの数は減っているのですが、保育ニーズはどんどん増えている状況にありますので、計画としては、右肩下がりではなく、右肩上がりで策定しなければいけないと思っています。

平成31年度をピークに持ってくるのはなぜかというご質問ですが、国の手引きに基づく算出では、27年度が見込み量が一番多く、31年度が一番少ないとなりますが、途中で本市が施設を整備していきますから、もし27年度を目標とするならば、年度が経過するごとにどんどん施設が過剰な状態になってきますので、計画の最終年度の31年度を最終目標に、現況から一定割合ずつ見込み量を増やしていくような計画が現実的ではないかと考えまして、平成31年度をピークに持ってきています。

会長 ピークというか、31年度を目標にして、今後、27年度から順次ニーズ量に対してサービスを提供していくことになるわけです。

委員 わかりました。

会長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、次の議事も含めて審議しましょうか。

次に、「議事(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」です。

事務局から説明をいただいて、その後に、議事(3)の部分に戻っていただいても結構ですので、意見をいただきたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

事務局 資料集26ページをご覧ください。

「議事(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」です。

先ほどの議事(2)で13事業の内容について説明しました。今回、13事業のうち、26ページの表に掲げているのは10の事業です。13事業の中には「量の見込み」等が必要のない事業もありますので、ここでは10の事業の説明をします。

26ページの表は、前回の子ども・子育て会議において、この13事業の提供区域については、教育・保育の提供区域の北部、南部の2ブロックを原則として、それぞれの事業の性格に応じて検討するとしていました。市としては、「時間外保育」、「放課後児童健全育成事業」、「地域子育て支援拠点事業」、「

一時預かり事業」については教育・保育と同じ2ブロックとして、それ以外は市全体での1ブロックという形にとりあえずしています。

次に、それぞれの事業の量の見込みについて説明します。

まず、27ページの「利用者支援事業」です。

これは、国の手引きでは、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業に係る情報集約・提供・相談等を実施する事業であるため、教育・保育施設や13事業の量の見込みを勘案して、量の見込みを算出するとなっています。

市としては、先ほど来、出ているとおり、現在、市役所の1階に「こども支援案内窓口」を設置し、保育サービスに関する相談・案内を行っているところですが、本事業を子育てひろばなどに展開することなども今後検討した上、次回以降の会議でお示ししたいと考えていますので、「量の見込み」としてはパーとしています。

次に、28・29ページの「時間外保育事業」です。

算出方法については、先ほどの教育・保育の量の見込みの出し方と同じで、対象年齢、家庭類型等から算出しています。国の手引きに基づき算出した結果は、29ページの上段のとおりです。現在の延長保育の利用定員が定員数で2,040人に対し、平成31年度には2,189人となる結果が出ています。

市としては、教育・保育の量の見込みの考え方と同様に、計画最終年度である平成31年度に向けて潜在的な需要が一定顕在化するものとして、右肩上がりの量の見込みとしたいと考えています。これについては、「本市の考え方」のところに記載してしまして、平成27年度は2,070人で、31年度の2,189人に向かって一定割合で増やしていく形の見込みとしています。

続いて、30・31ページの「放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成センター)」です。

国の手引きに基づく量の見込みについては、31ページの上の表のとおりです。現在、本市の利用定員は、低学年3,040人です。この中には4年生から6年生の障害をお持ちのお子さんも入っていますが、ここでは「低学年」としてまとめています。それに対し、平成31年度には、高学年も含めて5,866人になる結果が出ています。国の手引きでは、アンケートの5歳児を対象として量の見込みを算出することとなっていますが、本市では独自に就学児を対象としたアンケート調査も行いますので、その結果を踏まえ、今後、本市がどうしていくかの考え方を整理して、お示ししたいと考えています。

次に、32・33ページの「子育て短期支援事業(子育て家庭ショートステイ)」です。

これは、32ページの下段にあるように、国の手引きでは、この1年間に泊まりがけで家族以外に子どもを見てもらったことのある人のうち、「ショートステイを利用した」、もしくは「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」という回答をした人を対象に、量の見込みを算出することとなっています。

しかし、今回のアンケート調査の結果では、ここに該当する回答数が1件のみであったため、33ページの上の表を見ますと、年間で延べ21人という結果になります。

ただ、その左にあるように、25年度の実績が151人ですので、市としては、実績をもとに量の見込みを算出したいと考えています。

また、ショートステイについては、家庭児童相談業務の中から利用につながる人が多いことから、相談件数の実績をもとに、今後の量の見込みを算出しています。

結果は、33ページの中ほどの表のとおりで、平成27年度は157人、31年度は170人という量の見込みとしています。

次に、34・35ページの「乳児家庭全戸訪問事業(健やか赤ちゃん訪問事業)、養育支援訪問事業」です。

国の手引きでは、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとされています。

これについては、ニーズ調査は直接関与していない部分で、本市の考え方としては、「健やか赤ちゃん訪問事業」は、生後2カ月ごろの乳児がいるすべての家庭を対象に事業を行っていることから、出生見込み数と面談率を掛け合わせた数を「量の見込み」としています。

「養育支援訪問事業」は、過去の実績がおおむね横ばいで推移していることから、過去5年間の最大値を「量の見込み」として採用しています。

次に、36・37ページの「地域子育て支援拠点事業」です。

37ページの一番上、「国の手引きに基づき算出」の一番左ですが、平成25年度の1カ月当たりの延べ受入可能件数は1万2,920人で、国の手引きに基づく量の見込みでは、平成31年度には現在の3倍の3万6,218人の受入枠を確保する必要があるという結果が出ています。

本市としては、右の一番下に数字を出しているように、国の手引きに基づく量の見込みが昨年度の月平均の延べ利用者数である7,415人と比較して乖離していること、また、0歳～2歳のすべての家庭を対象に量の見込みを算出していますが、3号認定を受けて保育所や認定こども園などを利用する世帯については、平日は保育所や認定こども園で過ごすことが想定されることから、今回、「量の見込み」から除いて整理することとしました。

その結果、1カ月当たりの延べ利用者数は、平成31年度に1万7,023人となる見込みです。これについては、37ページ中ほど、下向きの矢印の下の表のとおりです。27年度が1万3,741人、31年度が1万7,023人という表となっています。

次に、「一時預かり事業」については、2つに分けています。38・39ページは幼稚園の預かり保育、40・41ページは保育所の一時預かりとファミリー・サポート・センターに分けています。

まず、38・39ページの「 - 1 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)」、幼稚園の在園児を対象とした預かり保育です。

39ページの中ほどにあるように、幼稚園の預かり保育の平成25年度の年間延べ利用者数が約19万人に対して、量の見込みは平成31年度では35万8,000人になるという結果が出ています。これについては、教育・保育の量の見込みのところで説明したように、国の手引きでは、2号認定の子どもの中で幼稚園教育を希望される方全

員が預かり保育を希望されたら、このぐらいの量の見込みになるということです。

次に、40・41ページの「 - 2 - 一時預かり事業(保育所の一時預かり、にしのみやファミリー・サポート・センター)」です。

量の見込みについては、41ページの上の表のとおり、平成31年度に11万5,000人という推計をしています。しかし、現在、保育所の一時預かり事業の実績とファミリー・サポート・センターの実績を足しても、年間延べ利用者数は2万人程度となっています。この実績と大きく乖離しています。国の手引きでは、利用希望日数を対象としており、本事業については利用希望が特に大きく反映されていると考えています。平成26年度で保育所の一時預かりが3万3,000人、ファミリー・サポート・センターが7,399人、合計4万人が、平成27年度では12万8,000人、31年度でも11万5,000人と、3倍ぐらいの大きな数字が出ています。

片や、41ページの一番下の「参考1」のところで、実績として保育所の一時預かりが大体1万3,800人、ファミリーサポートセンターの25年度実績が7,300人で、足すと2万人ちょっととなり、半分ぐらいの利用という形で考えられます。

補正した結果は、41ページの下向きの矢印の下の表のとおり補正しています。これについては、一時預かりの利用日数についてアンケートに回答をされた中央値で年24回ぐらい利用するという想定で算出したものです。

次に、42・43ページの「 病児保育事業(病児・病後児保育事業、にしのみやファミリー・サポート・センター(病児・緊急対応))」です。

43ページが一番上の「国の手引きに基づき算出」の平成25年度実績は、801人となっています。ただ、今回のアンケートの結果、平成27年度では5,552人、31年度でも4,933人という数字が出ています。

市としては、「本市の考え方」の1つ目の黒資格に、「病児・病後児保育事業の稼働率が低い」と書いています。そこに25年度の実績を「30.7%」と書いていますが、「32.9%」の誤りですので、修正をお願いします。また、ファミリー・サポート・センターの事業についても、年間26人というすごく少ない数字となっています。過去の実績と比較して、国の手引きによる見込みは多いと考えています。

補正した結果、中ほどの表のとおり、現在は800人程度ですが、利用者は増えていきますので、右肩上がりになだらかに上がっていく形で、平成27年度で899人、平成31年度では1,130人としています。

現在は、病児1カ所、病後児1カ所で民間の事業者に行っていただいています。年間の定員が2,000人程度ですので、31年度の量の見込みの1,130人は現況でも賄えると考えています。

次に、44・45ページの「 子育て援助活動支援事業」、就学児を対象にしたファミリー・サポート・センターの事業です。

国の手引きでは、5歳児を対象に、小学校1年生から3年生、4年生から6年生になったときに、放課後の過ごし方としてファミリー・サポート・センターを選択した人を対象に、量の見込みを算出することになっています。

しかしながら、アンケート調査では、本件に該当する回答数が1件しかなく、し

かも、希望日数が未記入であったことから、国の手引きに基づく量の見込みを計算することができませんでした。こうしたことから、本市としては、過去の実績をもとに量の見込みを算出しています。

45ページの上にも書いているとおり、25年度の延べ利用者数は2,045人、量の見込みは算出不能としてバーとしています。

補正後は、中ほどに本市の考え方を記載していますように、平成27年度から31年度にかけてほぼ2,000人程度で推移するだろうと考えまして、量の見込みとしては2,049人としています。

最後に、46ページの「妊婦に対して健康診査を実施する事業」です。

国の手引きでは、計画期間内に適切と考えられる目標事業量を設定することとなっています。これもニーズ調査は直接関係ありません。

市としては、過去の実績をもとに量の見込みを算出しています。「本市の考え方」にあるように、5万5,000人から5万人程度の数字で推移する見込みになっています。

教育・保育の量の見込みと同様に、13事業についても、国の手引きに基づく量の見込みに対して過大に量の見込みが出ている部分もありました。また、ニーズ調査の結果、有効回答数があまりなくて算出不能の項目もありました。市としては、説明したとおり考え方を整理しましたので、本日は、市の考え方、補正の方法についてご意見を頂戴できればと考えています。

ご説明は、以上です。

会長 13事業のうち10事業を一挙にご説明していただきましたので、聞いているだけでかなり盛りだくさんだったのではないかと思います。

それぞれの委員の方々が関心のある事業について、ぜひご意見、ご質問をいただきたいと思います。今回で決まることではありませんので、供給量、需要量の考え方について、今回は広くご意見をいただき、今後の審議の参考にさせていただく、あるいは事務局案作成に向けての参考にさせていただくことになります。

そういうご了解のもとで広くご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 42・43ページの「病児保育事業」は、過去の実績をもとに増加率を算出して量を見込むことは妥当だと思います。ただ、アンケートの問17-2で利用したいかどうかを聞いて、問17-4でたしか、どういう理由で利用されていないのかを聞いたとき、「不安が大きい」という回答が67%ぐらいあったと思います。

これまでのサービスについては、これまでの実績に率を掛けるのは妥当だと思いますが、今後サービスの向上が図られれば、その率はもっと上がると思いますので、その両方を考えるべきではないかと思います。

私は、たまたま「病児保育」だけを見たのですが、ほかのところでも、「こうなればもっと利用したい」ということもあると思いますので、着手できる場所があれば、それも含めて数字の補正をした方がいいのかなと思います。

会長 今のご意見は、「病児保育事業」について、具体的に供給量をどうするか

というところまではおっしゃっていませんが、サービスを増やすことでニーズも増えてくるのではないかと、そのあたりももう少し勘案できればいいというご意見ですね。

委員 「病児保育」のことについては、以前から議論してきて、ただサービスの数を増やしていくことが本当にいいことなのかについて、をしっかりと議論しなければいけないということで、いろいろな意見が出ましたので、ニーズがあるから増やすのかについては、また議論すべきだと思います。

委員 私が言いたいのは、サービスの数ではなく、サービスの質のほうです。量は市のおっしゃるものでいいと思いますが、不安が軽減されれば、もう少し定員に対して使われる方が増えるのかなと思います。

委員 「病児保育」に関しては、ずっと議論されていることで、それぞれの立場等でお考えはあると思います。

ただ、現在の利用者数やファミリー・サポート・センターの利用者数だけで算出しても、もし利用しやすい場所に増えていけば、利用する人も増えてくるのではないかと思います。ファミリー・サポート・センターにしても、緊急対応できる方は限られた数しかいないと聞いていますので、もし緊急対応できる方の数が増えれば、利用する方も増えていくのではないかと思います。病児・病後児保育の稼働率が低いと書かれていますが、もし近くにあればもっと利用するという考え方もあるのではないかと思います。

「一時預かり事業」のところで、アンケートの問18に、「日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、保護者の通院、不定期な就労の目的で不定期に利用している事業はありますか」という問いに対して、認可保育所の一時預かりや認可外、ファミリー・サポート・センターがあります。認可外保育施設を利用する人の中には、不定期ではなく、定期的に就労のために利用している方がたくさんいらっしゃることを考えると、数の見込みに関して、週3日や4日、認可外を定期的に利用している方の数も考えてほしいと思います。

会長 「病児保育」については、理念的なことあっても、議論が必要なところですので、今後、具体的に詰めていくところでご意見をいただけたらと思います。

「一時預かり事業」については、現にその受け皿になっている認可外保育施設の量が算出されていないという意見です。このあたりは、今後のニーズ量を出すときのことになりますが、事務局のほうで何かお考えはありますか。

事務局 確かに委員の言われたとおり、現状は、保育の下限の月64時間以下の働き方をしている方の受け皿的な部分を、一時預かりや認可外保育施設で対応されていると考えています。

先ほどの説明の中で、年24回程度が中央値なので、それを使うという補正をかけたことを申し上げました。ただ、今回のニーズ調査では、問19で日数を書いていただいて、実際にどれぐらいの見込み量があるのかを出したわけです。これに対して、「ほぼ毎日使う」という回答をされた方から、ごく少数の日数を書かれた方まで、いろいろいらっしゃいますが、全部を加味すると、41ページの上の表のように、現

状の3倍程度の数字になりますので、一定の補正は必要だと考えました。

ただ、委員が言われるような方をどこまで拾うのかによって、今回は4万1,000人から4万2,800人という数字を入れていますが、そのあたりは考慮することも可能かなとは考えています。

会長 ということは、考慮ができるであろうということですか。どちらのほうへの考慮ですか。

事務局 増やすという考慮もできるのかなと考えますので、会議でそういうご意見が多くを占めれば、これを増やすことも考えていきたいと思えます。

会長 41ページの矢印から下の年間の延べ利用者数のところに、保育所の一時預かりとファミリー・サポート・センター以外のものを抽出できるかどうかですが、技術的に可能ですか。

事務局 中央値をとって24回としていますので、ニーズ調査の結果を利用することは、なかなか難しいと思えます。ここの部分について、委員が言われたことも加味して、平均利用回数について若干上乘せをして、もう少し多めの数を出すことは可能かなと思っています。

ただ、この計画自身は5カ年計画ですが、今回策定したら5年間全く動かさないものではありません。利用率が向上していけば足りないというサインも出ますので、そのときに増やすことはできます。ただ、あまり大きな数にすることは難しいとは考えます。

事務局 補足ですが、実績ベースで民間保育所の一時預かりを見ますと、かなり園によってばらつきが大きいです。多い園は本当に多いのですが、少ない園はかなり少ないという実態がありますので、増やすというご意見がありました。そのあたりももう一度分析しながら、検討していきたいと考えています。

会長 この4万2,821人という数字については、中央値をもう少し調整して数字が出せることと、もう1つは、27年度スタートして、その後修正も可能であるという説明でした。

そのほかにいかがでしょうか。

委員 先ほど委員が言われたのと同じように、36ページの「地域子育て支援拠点事業」についても、国の手引きに基づく算出の31年度3万6,000人はあまりにも現状と乖離していると言われればそうだと思います。確かに、西宮市の今の児童館や大学で実施されている事業を見ていると、それほどたくさんではありません。

しかし、この間のワークショップでも出ていましたが、「遊び場がない」とか、「遊ばせるところがない」という切実な思いがあります。それに対して、「地域子育て拠点があるじゃないですか。そこを利用していますか」と聞かれると、こういう数字になるかもしれません。だけど、本当にかゆいところに手が届くような場所にもう少し万遍なくあれば、先ほど委員も言われたように、もしかしたらもっと利用したいと思うかもしれません。

このアンケート結果から算出した数字を補正されることはいいと思えますが、やはり内容や事業をいま一度見直したり、例えばファミリー・サポート・センター事

業も、なぜたくさんの方が利用しないのか、値段も高いですので、そういうところをもう少し見直す必要があるのではないかと思います。

31年度の量をきちんと決めて、そこに到達しなければいけないということだと思いますが、そういうことを思いました。

会長 量の見込みについては、市のほうが31年度1万7,000人と挙げていますが、先ほどの一時預かりと同じで、27年度の1万3,741人でスタートして、修正も可能ということだと思います。確かに潜在的なニーズは多々あると思いますから、供給量を出すことはなかなか難しいところだと思います。ご意見として承っておいて、原案はこれでいいだろうということですね。

委員 はい。

副会長 私も、「地域子育て支援拠点事業」について申し上げます。

西宮市の子育て支援拠点は、申し訳ないですが、不便な場所にしかありません。こういうものをつくる場合は、気楽に集まれる場所がいいと思います。

手前みそになりますが、横浜市の場合は、駅ビルなど駅からすぐ近くにつくることがありました。

子育てひろばも、0～2歳児だけを対象とするのではなく、3・4歳児の兄弟も連れて、ゆっくり赤ちゃんとお兄ちゃんとで遊びたいというお母さんのニーズも多いです。異年齢の兄弟を連れて親子がゆっくり遊べる場所があると、横浜市でも保育所や幼稚園の低年齢児保育にニーズが集中しなくなりますし、親子が楽しく過ごせる時間をつくるチャンスを広げることにもなります。

これは考え方の問題だと思います。今のニーズに対応して働いている人の子どもを預ける施設を増やすこともいいですし、親子でゆっくり過ごしたい人の場所をもっと増やしてもいいと思います。その考え方でいけば、例えばガーデンズの近くにつくればいいと思うのです。

阪急百貨店所属の委員がおられるから言うわけではありませんが、実は横浜市では、センター北駅に阪急百貨店があって、その隣の駅ビルに子育て支援センターをつくっています。ショッピングセンターしかないとお母さんたちは買い物をするしかありませんが、その近くに子育てひろばなどがあると、お母さんたちは、きれいな場所にも行けて、お金も使わずに子どもと過ごすことができます。そういう場所をメインのところにつくることが重要なのかと思います。

また、屋内型の施設ばかりでいいのかという点もありまして、例えば長岡市では、公園の中に子育て支援広場をつくりました。

いろいろな考え方で、西宮市の資源を利用した新しい子育て支援拠点が考えられると思います。せっかくの新しい制度のスタートですので、既存の施設や既存の利用形態にとらわれず、魅力的なものを考えていただきたいと思います。

委員 子育てひろばは、こういう事業をやるというスタンダードなものを備えたものだと捉えられていると思います。先ほど委員からお話があったように、いろいろなニーズがある中で、近くの保育所や幼稚園でも、ひろば型の事業を実施されている取組みがあると思います。そういう身近な、週に何回と回数を限ったものも含

めて、そういう事業の取扱いは今後どのようになっていくのでしょうか。それは全く制度外となるのでしょうか。

事務局 子育てひろばは、西宮市内に15カ所、親子の集う場所、拠点として事業を展開しています。それ以外に、資料集37ページの一番下にあるように、「子育て地域サロン」という社会福祉協議会の分区が中心になってボランティアで開催していただいているサロンが36地区あります。それから、我々がまだつかめていないところもありますが、民間でも同様の活動をしていただいているところもありますので、今後、子育てひろばを中心に、そこから連携を強めていって、親子で身近な地域の自分の合う施設に行けるような仕組みづくりを行っていきたいと考えています。

会長 委員のご質問からすると、この「地域子育て支援拠点事業」については、国の予算が出る分に関しては事業の括りがありますね。それ以外のところは、ボランティアに地域の方でしていただいている状況で、それに対して特に何か手当をすることについてはどうですか。

事務局 地域サロンには、年間300万円ですが、市から補助金を出していたり、支援者の方の研修を子育て総合センターで実施したり、地域サロンにセンターの職員が出向いて利用者の方にアドバイスしたり、支援者の方に情報提供をしたり、そういう活動はしています。今後、ひろばを中心に、そういう連携をもう少し強めていきたいとは考えています。

委員 「強めていきたい」とおっしゃってくださったことを、本当に期待しています。

社協さんが実施しているのは、月1回か2回で、もちろんそれも大事ですが、そこがあるからいいというものではないと思います。選択肢が多くあることがとても大事だと思っています。全部で13事業ありますが、例えばひろばの事業を民間で生かせば、のコンシェルジュの事業もあわせ持つことになると思いますし、一時預かり事業もあわせ持っている民間もあります。

もちろんこれは「量の見込み」ですから、最終的に数をどうやってクリアしていくかだと思いますが、西宮市としてどのように今の子どもたち、次世代を育成していくのかも考えながら取り組んでいただきたいと思います。ただただ、これだけの場所で、これだけ実施している、だけではないと思います。

委員 私は、ひろばを運営していますので、一言。

私は、門戸の近くでひろばを運営しているのですが、転勤で引っ越してこられる方がとても多いのです。関東から引っ越してきた方に聞くと、「関西でどこに住めばいいのかを聞くと、西宮が子育てに優しいよと言われて来ました」という方が多かったです。社宅がまだまだ多くあります。

そういう地域だからこそ、こちらに来て初めてしゃべった大人がひろばにいた私だとか、「初めて関西でできた友達が先生です」と言われる方が多くいるのが現状ですので、気軽に来れる場所は、西宮だからこそ必要ではないかと思っています。

先ほど言われたように、兄弟で利用できる場所が少ないです。ひろばでは、0～

2歳と一応記載していますが、「3歳、4歳の子どもも行ってもいいですか」という電話がよくかかってくる。兄弟一緒に行ける場がないこともよく問い合わせがあります。開いているときは毎日午前、午後と来られる方がおられて、自分たちのコミュニティができると巣立っていくような人もいます。その人たちは、ここを利用しなくなっても、きちんとやっつけているだろうと思っています。

そういう気軽に行ける場が西宮だからこそ必要だと思います。

会長 ひろば事業についてのご意見が多く出ていまして、必要性や箇所数のこと、魅力的な場所できないかということもいただきました。

そのほかにはいかがでしょうか。

副会長 34ページの「乳児家庭全戸訪問事業」は、ニーズ調査とは少し違うという説明を聞いて、はっと思いました。これは、ほかの事業とは違って、ニーズ動向というよりも、全戸に訪問する事業で、今は面談率を掛けて算出しておられますが、30年度には100%を目指しておられますので、見込み量も100%でいいのではないかと思います。

ほかの事業は、見込み量と目標値は違ってくると思っていて、事業によって目標が多かったり少なかったりしますが、これに関しては、目標値＝見込み量でもいいのではないかと考えたのですが、いかがでしょうか。

会長 基本的には100%を目指すことになるので、27年度100%にしてもいいのではないかと思います。事務局の考えがあれば。

事務局 これについては、委員がおっしゃるように、既に全部回っている事業ですので、目標値イコール確保する量という形になると思っています。

副会長 実績は88%なので、それをどのように100%に持っていくかということも含めてのことなのではないかと思います。

委員 2カ月の赤ちゃんに対しては、健やか赤ちゃん訪問で実施していますので、西宮市は本当に高い実施率だと思います。

ただ、2カ月の健やか赤ちゃん訪問は100%実施でいいと思いますが、国は4カ月の赤ちゃんを想定しています。2カ月の違いでも子どもの成長は大きいと思うのです。4カ月健診がありますから、そこで拾うのなら、それでいいと思いますが、100%実施しているからいいということではなく、4カ月になったときにも見守っていく必要があるという意味で、4カ月健診プラスアルファの内容的な何かを付加されればいいかなと思いました。

会長 訪問される方は、西宮市の場合は民生委員・児童委員さんにしていただいているのですが、数的には足りているのですか。

事務局 西宮市の場合、民生委員・児童委員さんに回っていただいています。実際の面談率は88%や89%と書いていますが、訪問は100%回っています。会えない場合は何回も行っていただいている状況があります。

ただ、2カ月というときに行っていますが、実態として、里帰りされているなどで家におられない方もいらっしゃると思いますので、会えていない方がやはり出てきます。その場合は、委員からご意見がありましたように、次に4カ月健診がありますので、

会うという意味ではそこで一定カバーされているのかなとは考えています。

詳しくは、担当課長から説明します。

事務局 補足ですが、2カ月を目安に健やか赤ちゃん訪問に参りますが、4カ月健診もありまして、その中で、訪問して会えなかった方についての状況の把握をしています。4カ月健診も未受診の方については、再訪問したり、病院の方から状況の確認が入ったり、あるいは保健師の家庭訪問で状況確認をしたり、また、保育所に入所することによって保育所の方から連絡が入ったりしますので、平成24年度の実績では、会えていない世帯は1世帯となっています。

会長 丁寧にしていただいているということですが、目標は、30年度に100%というよりは、常に100%を目指して行うとした方がいいということですか。

そのほかにいかがでしょうか。

委員 いろいろなニーズを数値化することは非常に大事な事だと思いますが、一方で、最初の方でよく議論になりました、西宮らしい子育てとか、ここにしかないというこだわった部分もあると思います。そういう西宮らしい、山と海があってとか、文化や芸術のインフラがあって、それを西宮らしい子育てにつなげていくということは、この後、そういう要素を入れていくのでしょうか。

会長 そのあたりについては、会長の私と事務局の方で相談しながら進めさせていただこうとは思っています。ですから、国の動向が見えないままではありますが、この事業についてまず進めて、ニーズ調査のアンケートで国が言う事業だけでは拾えないものも結果として出ていますので、それについての扱いをどうするかについては、本会議で意見をいただくかどうかも含めて事務局と詰めて、次回ぐらいにそのことについてお話しできたらと思っています。

委員 わかりました。

会長 そのほかにいかがですか。

委員 「放課後児童健全育成事業」のことで疑問に思ったことがあったので、質問します。

27年度から高学年の利用の人数が出ていますが、これを算出するときに、5歳児のアンケートを使っています、アンケートでは、「だいたいのことになりますが、現在お持ちのイメージでお答えください」とありますが、実際高学年になると、時限数が大幅に増えて、育成センター滞在時間は、延長されなかったら1時間余りになると思うのです。5歳のときなら留守番もイメージできないかもしれませんが、高学年になると、不安がらず、かつ安全面においても、一人で留守番ができるようになることもあります。

ですから、小学生向けのアンケートを実施しているにもかかわらず、5歳児をお持ちの保護者の方にイメージで算出しているのはなぜでしょうか。

また、小学生向けのアンケートを見ると、1～3年生は21.3%の「利用させたい」という意見があるのに対して、4～6年生は4.3%と5%にも満たない数字になっているのに、見込みのほうは数が大きく出ているなという印象を持ちました。

会長 そのあたりは、次回以降の子ども・子育て会議で事務局から示していただ

けると最後のところに書いてありますので、ご意見として承っておきます。対象年齢が5歳児になっているところを、小学生まで含めたらどうかということと、高学年の方が利用意向が少ないところをもう少し勘案してはどうかということですね。

委員 まだ事業が始められていないので、難しいとは思いますが、疑問に思いました。

会長 そのほかにいかがでしょうか。

委員 既にお答えは聞いているのですが、もう一度「一時預かり事業」についてです。

アンケート結果によると、西宮市の今子育て中の女性の就労希望は、以前働いていた方は週に3日5時間、これから働きたい人は週に3日4～5時間、このあたりが最も大きい数字になっています。前の議論で、西宮市のパートタイマーの就労支援としての事業の量については64時間以上となりました。ここが入るか入らないか、特に週3日4時間の方は、月に48時間ですから入らないのですね。ですから、私としては、そういう人に対してはこの一時預かり事業を受け皿にするんだと認識してこの数字を見たのですが、最も大きい潜在的ニーズを一時預かりでちゃんと拾う、そのニーズに応えて多様な働き方や子育てに優しいまちを実現していくという意思を持った数字を上げていただかなければいけないのかなと思いました。

会長 ご意見として承っておきます。

「一時預かり事業」については、さまざまなご意見があったところです。事務局としても、次回以降にこのあたりを示していただけるということでもよろしいですか。今のご意見は、特に40ページのところに関して、ですね。

事務局 整理させていただきます。

会長 そのほかにいかがでしょうか。次回にまた事務局から出していただくのですが、それに向けてご意見があれば。

〔発言者なし〕

会長 それでは、このあたりで一旦おかせていただいて、事業量等については次回以降もご意見をいただきたいと思います。

事業量を出すときには難しいところがありまして、先ほど委員も言われたように、「子育てするなら西宮」だから来たのにどうなのかということもあります。私も、インタビューさせていただいたときに、事業主の方から、「西宮がいいと思って紹介したのに、そんなに預けるところが少ないのかと言われました」という方もいらっしゃいました。一方では、あまり預けるところや事業が増えると、「そこに預けてちゃんと仕事に来なさいと言われることがつらい」という方もいらっしゃいました。ですから、保護者のニーズをどう拾っていくかについては、非常に難しいというか、繊細なところで、いろいろな思いがありますので、ぜひこの会議でもう少し時間をかけてさまざまな角度からご意見をいただいて、本当に子どもさん、親御さんのためになる事業をどのように進めていけばいいかを今後考えさせていただきたいと思います。

長時間になりましたが、ご意見をいただきまして、ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項等がありましたらお願いします。

事務局 それでは、連絡事項ですが、今後のスケジュールです。

次回の第5回子ども・子育て会議は、既にご案内のとおり、5月27日(火)午後5時から開催する予定ですので、よろしくお願いします。資料については、1週間前ごろに発送する予定です。

その前に、5月12日(月)午後2時から基準等検討ワーキンググループの開催を予定していますので、ワーキンググループに所属している委員さんは、よろしくお願いします。

事務局からは、以上です。

会長 それでは、次回は来月になります。ワーキンググループでご尽力いただくことがあろうかと思いますが、よろしくお願いします。

本日は、長時間にわたって貴重なご意見をいただき、どうもありがとうございました。

これで終わらせていただきます。

〔午後4時47分 閉会〕

【委員出席者名簿 15名】

【事務局出席者名簿 20名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原 大	【こども支援局】	
西宮市PTA協議会	泉 桂子	こども支援局長	山本 晶子
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生	新制度準備室長	津田 哲司
公募市民	大森 早苗	こども支援総括室長	川戸 美子
兵庫県西宮こども家庭センター 所長	木下 浩昭	子育て事業部長	時井 一成
公募市民	北村 頼生	新制度準備課長	楠本 博紀
西宮市労働者福祉協議会	久城 直美	新制度認定課長	伊藤 隆
武庫川女子大学文学部 教授	倉石 哲也	こども支援総務課長	岩田 重雄
関西学院大学教育学部 教授	橋本 祐子	児童・母子支援課長	小島 徹
地域子育て支援センターつぼみの ひろば センター長	林 真咲	子育て総合センター所長	増尾 尚之
西宮市地域自立支援協議会こども 部会 部会長	東野 弘美	保育所事業課長	廉沢 裕和
はらっぱ保育所(認可外保育施設) 園長	前田 公美	参事(保育指導担当)	婦木 雅子
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	児童福祉施設整備課長	緒方 剛
株式会社阪急阪神百貨店第1店 舗グループ子供商品統括部長	由本 雅則	わかば園事業課長	岡崎 州祐
にしのみや遊び場つくる会 代 表	米山 清美	地域保健課長	小田 照美
		【教育委員会】	
		教育次長	前川 豊
		学校教育部長	垣内 浩
		学校改革課長 新制度準備室参 事	杉田 二郎
		学事課長	中西 しのぶ
		特別支援教育課長	坂口 紳一郎
		社会教育課長	中尾 篤也